

五 大学教育の充実

二一世紀を担う人材養成のための大学教育改革を促進していくことは、極めて重要な課題である。

このため、国公立大学を通じた競争的環境の下での大学教育改革への取組を支援し、各大学等の個性・特色を生かした優れた教育研究活動の取組を促進し、高等教育の活性化を図ることが必要である。これらを踏まえ、「国公立大学を通じた大学教育改革の支援の充実」等の以下のプログラムの実施に必要な経費として、七〇五億円を平成二一年度予算に計上している。

(一) 大学教育の充実と大学の機能別分化

① 大学教育・学生支援推進事業

平成二一年度から実施する予定の「大学教育・学生支援推進事業」は、従来の「質の高い大学教育推進プログラム」

及び「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」を統合し、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」をふまえた学部教育等の質保証と教育力向上のための取組や、就職支援を含む総合的な学生支援の推進のための各大学等の取組を支援するとともに、広く社会に情報提供を行うこととしている。

平成二一年度予算においては、これまでに「質の高い大学教育推進プログラム」や「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」で支援を行ってきた取組への継続支援とともに、本事業の新規公募の実施に必要な経費として一一〇億円を計上している。

② グローバルCOEプログラム

「21世紀COEプログラム」により、大学改革の推進、優れた若手研究者の育成、新たな学問分野の開拓や研究水準

の向上などが図られてきたが、知識基盤社会、グローバル化の進展の中で、国際的に第一級の力量をもつ研究者の育成は益々重要性を増しており、平成一七年九月の中央教育審議会答申「新時代の大学院教育」や平成一八年三月に閣議決定された「科学技術基本計画」においても、より充実・発展させた形でポスト「21世紀COEプログラム」を実現することが必要であるとされている。これらを踏まえ、すべての学問分野を対象として、国内外の大学・機関との連携と若手研究者の育成機能の強化を含め、国際的に卓越した教育研究拠点の形成を重点的に図るため、平成一九年度から、「グローバルCOEプログラム」を実施している。

平成二二年度は、これまでに採択した拠点への継続支援を行うとともに、新規に「学際・複合・新領域」分野について公募を行うこととしており、平成二二年度予算に三四二億円を計上している。

③組織的な大学院教育改革推進プログラム

平成一九年度から実施している「大学院教育改革支援プログラム」は、平成二二年度は「組織的な大学院教育改革推進プログラム」と名称を変更し、各大学院が設定した目

標の達成に向けたコースワークの充実等の優れた組織的・体系的な教育の取組を支援し、大学院教育の実質化を図るものである。

平成二二年度は、これまでに採択した取組への継続支援を行うとともに、新規に全学問分野を対象に、「人社会」「理工農系」「医療系」の三分野を設定して公募を行う予定であり、平成二二年度予算に五七億円を計上している。

④大学教育充実のための戦略的学際連携支援プログラム

平成二〇年度から実施している「戦略的学際連携支援事業」は、平成二二年度は「大学教育充実のための戦略的学際連携支援プログラム」と名称を変更し、国公私を越えた大学間の戦略的な連携・協同を推進し、各大学の教育研究資源を有効活用することで、教育活動の質保証、地域と一体となった人材養成等を行い、教育研究水準の高度化や大学の特色化等を図るものである。

平成二二年度においては、平成二〇年度選定取組への継続支援を行うとともに、新規に教育活動の質の保証を図るための大学間連携を中心に公募を行うこととしており、平成二二年度予算に六〇億円を計上している。

(二) 産学連携によるスペシャリスト等人材育成

①先導的ＩＴスペシャリスト育成推進プログラム

平成一八年度から実施している「先導的ＩＴスペシャリスト育成推進プログラム」は、大学間および産学の壁を越えて潜在力を結集し、教育内容・体制を強化することにより、専門的スキルを有するとともに、社会情勢の変化等に先見性をもって対処できる世界最高水準の高度ＩＴ人材を育成するための教育拠点の形成を支援するものである。

二一年度は、これまでに選定した拠点への継続支援とともに、各拠点で得られた成果の効果的・効率的な普及展開を行うこととし、その実施に必要な経費として平成二一年度予算に九億円を計上している。

②産学連携による実践型人材育成事業

平成二〇年度から実施している「産学連携による実践型人材育成事業」は、多様な社会の要請に対応できる人材、新たな産業を創出する創造性豊かな人材を育成するため

に、大学等において、産学連携による実践的な環境下での教育プログラムの開発を通じ、実践型人材の育成を図るものである。

本事業では、平成一七年度から実施している「長期インターンシップ・プログラム開発」においてこれまでに選定した取組への継続支援を行うとともに、平成一九年度から実施している「ものづくり技術者育成」及び「サービス・イノベーション人材育成」において選定した取組への継続支援を行うこととし、これらの実施に必要な経費として平成二一年度予算に五億円を計上している。

③専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム

平成二〇年度から実施している「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」は、我が国の高度専門職業人養成機能の向上を図るため、専門職大学院等における、産業界、学協会、職能団体及び自治体等との連携の強化に基づいた教育方法等の充実に資する先導的な取組を支援するものである。

平成二一年度予算においては、二〇年度に選定した取組への継続支援に必要な経費として六億円を計上している。

④ 社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム

平成一九年度から実施している「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」は、大学等の教育研究資源を活用しつつ、関係団体と連携するなど、多様な社会人の「学び直し」のニーズに対応した教育プログラムを開発、展開する実践的教育の取組を支援するものである。

平成二一年度予算においては、これまでに選定した取組への継続支援に必要な経費として一八億円を計上している。

その他、平成二二年度予算では、前述の国際化拠点整備事業や、後に述べる医師不足対策と地域医療を支える大学病院の機能強化を図る事業などを通じて、国公立大学の教育の充実を図ることとしている。

(三) 医療人の養成

医師不足による地域医療の崩壊、高齢化による疾病構造の変化、患者のニーズの多様化、生命科学や医療技術の急速な進歩等を背景として、国民の期待にこたえる「良き医療人」の養成が一層重要となっている。文部科学省としても、医療人の養成を担う各大学と協力しながら、様々な政

策を進めている。

① 医師養成の充実

i 医学部の入学定員の増員

地域や産科・小児科などの診療科における医師不足が社会的に大きな問題となっており、「経済財政の基本方針二〇〇八」では「早急に過去最大程度まで増員することにも、今後の必要な医師養成について検討する」ことが決定された。文部科学省では、この増員を速やかに実行できるよう、認可申請の特例を設け、平成二一年度の医学部の定員を八四八六名に増員するとともに、教育環境の整備等に必要経費について予算措置した。

医師不足の解消は、入学定員を増やすことで足りるものではなく、自らの意志で地域医療や産科・小児科で活躍したいと考える医師を育てることが重要である。そこで、今回の増員に当たっては、各大学に地域医療に対する貢献策を求め、その結果、①入学選抜における地域枠や地域定着枠などの設定、②全ての医学部生に対して実際の地域医療の現場での体験・実習機会の提供、③産科・小児科等医師

不足が深刻な診療科の教育プログラムの強化などを実施することとしている。今後、地域医療への貢献の取組が確実に実施されるよう各大学の取組をフォローアップしていく予定である。

ii 臨床研修制度の見直しと医学教育カリキュラムの見直し

より良い医師の養成と医師の地域偏在に対応するという観点から、厚生労働省と合同で、平成二〇年九月に「臨床研修制度のあり方等に関する検討会」を設置し、臨床研修制度等の見直しを行った。本検討会では、これまでの研修プログラムを弾力化して必修診療科を内科、救急に止めること、研修医の適正配置を誘導するため都道府県別の募集定員の上限を設けること、研修プログラムを管理する病院の指定基準を強化すること、臨床実習の充実を図るなど医学教育カリキュラムの見直しを行うことなどの方向性が示された（平成二一年二月一八日）。

これを受け、文部科学省では基本的な臨床能力を確実に修得させる臨床実習をはじめとする医学教育の強化、地域や診療科に必要な医師を確保するための効果的な養成方策

などの医学教育の改善・充実方策について検討を行っており、平成二一年四月を中途に中間的とりまとめを行う予定である。

②歯学教育の充実

平成二〇年七月に、歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議（座長・江藤一洋）を設け、国民から信頼される確かな臨床能力を備えた歯科医師を養成する質・量ともに適正な歯学教育について議論を行った。平成二一年一月には、「歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議 第一次報告」確かな臨床能力を備えた歯科医師養成方策」をとりまとめ、①歯科医師として必要な臨床能力の確保、②優れた歯科医師を養成する体系的な歯学教育の実施、③歯科医師の社会的需要を見据えた優れた入学者の確保、④未来の歯科医療を開く研究者の養成、の四つの観点からの提言をされた。

今後、各大学にヒアリングを行い、入学定員の見直しを含む改善計画を把握し、会議において、その取組状況のフォローアップを行うとともに、第三者評価の導入をはじめとする歯学教育の質保障の方策等の課題について引き続き

議論を行う予定である。

③薬学教育の改善・充実

近年の医療技術の高度化や医薬品の安全使用、薬害の防止等についての社会的要請を踏まえ、医療現場で活躍するための専門教育や実務実習の長期化などの充実を図るため、学校教育法を改正（平成一六年五月一四日）し、平成一八年四月から薬剤師養成のための薬学教育は六年制の学部・学科において実施している。他方で、薬学教育が医薬品の研究や開発など、多様な分野に進む人材を養成してきたことを踏まえ、四年制の学部・学科も置いている。

また、薬学教育の改革の推進を図るため、平成二一年二月より「薬学系人材養成のあり方に関する検討会」を設置し、新たに創設された臨床薬学系博士課程の詳細や薬剤師としての必要な臨床能力を保證する評価システム等について検討を進めている。

④看護師等の人材の養成

看護師職の養成に関しては看護系大学の増加を踏まえ、

「看護実践能力育成の充実に向けた大学卒業時の到達目標（平成一六年「看護学教育の在り方に関する検討会」報告書）」において、卒業時における看護実践能力の到達度を示した。また平成一九年には大学・短期大学における看護学教育の発展について検討を行い、その内容も踏まえ、平成二〇年に保健師助産師看護師学校養成所指定規則を改正し、看護職の養成に必要な教育内容の充実を図っている。さらに、平成二一年三月からは、看護師を養成する大学数の増加に伴い、実習施設の不足などの問題に対応するため、保健師・助産師・看護師の三職種の免許取得に必要な教育内容を体系化して教授する学士課程における看護学教育の在り方や新たな看護学教育の在り方とその質の保證の在り方、大学院における高度な職業人養成の在り方について大学における看護系人材養成の在り方について検討を始めて

いる。

⑤地域における大学病院の充実

大学病院は、①医療人養成のための教育機関、②新しい医療技術の開発研究を行う研究機関、③高度な医療を提供する中核的医療機関としての重要な役割を果たしている。

このような大学病院の使命を踏まえ、地域と連携しつつ、社会的・地域的ニーズや喫緊の政策課題等に対応するため、国立大学病院の周産期医療体制などの大学病院の整備等の充実、大学病院の医師の勤務環境の改善、若手医師等のキャリアの形成支援に取り組んでいる。

i 周産期医療体制の整備

周産期医療体制が大きな社会問題となっており、地域医療の「最後の砦」として、大学病院への期待は益々高まっている。また、深刻な医師不足の中で、周産期医療の人材養成の充実が喫緊の課題である。

このため、文部科学省では、我が国の周産期医療体制の強化に貢献するため、国立大学病院の周産期医療体制の4カ年整備計画と国公立大学病院の周産期医療に関する人材養成の強化を柱とする「大学病院の周産期医療体制整備計画（平成二〇年二月五日文部科学大臣発表）」を策定した。

ii 国立大学病院に対する経営改善支援

平成一六年度から国立大学は法人化され、附属病院についても自主・自律的な運営により効率的な経営が求められる。附属病院は国立大学の一部局であるが、投じられている予算、マンパワー（人的資源）、自己収入の大きさなどを考慮すれば、国立大学法人の経営に大きな影響を及ぼすことになり、その経営改善の推進と経営基盤の確立が急務となっている。

文部科学省では、これらの課題に対応するため、各大学病院に対して、経営改善の一層の推進を促すとともに、教育・研究・診療機能の維持・充実の観点から財政措置を行い、経営基盤確立のための支援を行っている。

⑥医師不足対策と地域医療を支える大学病院の機能強化

また、文部科学省では、平成二一年予算において、国公立大学を通じて大学教育改革の支援のため、以下のプログラムの実施に必要な経費を計上している。

i 周産期医療環境整備事業

平成二二年度から実施する予定の「周産期医療環境整備事業」は、喫緊の課題である周産期医療体制の計画的な整備や人材養成の充実を行うために、大学病院のNICU等周産期医療病床の整備、次代を担う若手医師の教育環境整備や女性医師の復帰支援及び助産師外来などを活用した助産師養成環境の整備を行う取組を支援することとしている。平成二二年度予算においては、本事業の実施に必要な経費として一七億円を計上している。

ii 看護職キャリアシステム構築プラン

平成二二年度から実施する予定の「看護職キャリアシステム構築プラン」は、看護師の人材養成システムの確立を図る大学病院の取組を支援するものであり、現場の教育指導体制・方法を、学問的検討を加えながら開発するとともに、生涯を通じたキャリアパスの開発・構築、学部・大学等との連携体制の整備及び資格認定看護師の養成推進等を行うこととしている。

平成二二年度予算においては、本事業の実施に必要な経

費として二億円を計上している。

iii 大学病院連携型高度医療人養成推進事業

平成二〇年度から実施している「大学病院連携型高度医療人養成推進事業」は、複数の大学病院がそれぞれの得意分野を相互補充するなど緊密に連携・協力し、若手医師にとって魅力あるキャリア形成システムを構築することで、質の高い専門医、臨床研究者の養成を行う取組を支援するものである。

平成二二年度予算においては、平成二〇年度選定取組への継続支援を行うとともに、本事業の新規公募の実施に必要な経費として一六億円を計上している。

iv がんプロフェッショナル養成プラン

平成一九年度から実施している「がんプロフェッショナル養成プラン」は、がん医療の担い手となる高度な知識・技術を持つがん専門医師等、がん医療に携わる医療人の養成を行うために、優れたがん専門家を養成するための横断的な教育プログラムの構築や、実地修練を支援する体制の

整備を行う取組を支援するものである。

平成二二年度予算においては、平成一九年度に選定した取組への継続支援の実施に必要な経費として二〇億円を計上している。

(四) インターシップ

インターシップは、学生が実務の場で就業体験を積み、高度な知識・技術に触れながら実務能力を高めるとともに、新たな学習意欲を喚起する契機となる。また、大学の教育内容・方法の改善や、産業界が求める人材像への理解促進にもつながり、産学連携による実践的な人材育成の有効な一方策として期待されており、関心が高まっている。平成一九年度の高等教育機関におけるインターシップの実施状況は、大学五〇四校（全体の六七・七％）前年度比一・九ポイント増）、短期大学一七〇校（全体の四三・六％前年度比三ポイント増）、高等専門学校六一校（全校一〇〇％で実施 前年度比一・六ポイント増）で、着実に増加しつつある。

このように、インターシップを実施する大学等は増え

ているが、学生数の規模からすると、大学・短期大学における体験学生数はわずかであり、体験学生の量的拡大を図っていくことが必要である。

また、近年、科学技術人材育成の大きな課題として、専門分野の位置づけを社会的活動全体の中で理解し、主体的に問題設定を行い、それに取り組む能力のある「高度専門人材」の育成が急務であるとの認識が、大学及び産業界の双方で高まっている。

このため、文部科学省では産学の協同により、将来、各研究分野や企業活動などにおいて中核的な役割を果たすことのできる人材育成に資するため、大学院生を対象とする企業等の実践的環境を活用した質の高い長期インターシップ・プログラムを支援する「産学連携による実践型人材育成事業」を、平成一七年度から実施している。また、大学等における学生の高い職業意識・能力の育成を目的とし、実践的かつ体系的なインターシップなどのキャリア教育に対する支援を「大学教育・学生支援推進事業」のテーマの一つとして平成一八年度から実施している。

さらに、産学が人材育成における課題等について幅広く

対話を行い、具体的行動につなげる場として、平成一九年度に創設した「産学人材育成パートナーシップ」において、長期インターンシップの普及、インターンシップ等と講義との連動などの必要性が議論されており、今後は、各大学等において、インターンシップの量的拡大に加えて、産学連携によるインターンシップの質的向上を図っていくことが必要である。

(五) 大学等における社会人受入れ

これからの「生涯学習社会」では、様々な分野で活動する人々が、急速な社会・経済の変化や多様化・高度化に対応し、社会人となった後でも、必要な時に最新の知識や技術を学ぶことのできる環境を整備することが重要である。

このため文部科学省では、大学等への社会人の受入れを促進できるように制度の弾力化を進めてきている。

①長期履修学生制度の導入

従来、個人の事情により修業年限を超えて履修を行うことを希望する場合（例：四年制大学で六年間学ぶ場合など）

は、留年や休学として取り扱われていたが、平成一四年三月に制度改正を行い、個人の事情に応じて、大学の修業年限を超えて計画的かつ柔軟に教育課程を履修して卒業することができるよう、長期履修学生制度を導入した。これにより、就業しながら大学で学ぶことを希望する人々の学習機会が拡大した。（平成二〇年度現在、一六七大学において導入。）

②通信制大学院の制度化

大学院における社会人の多様な学習需要に応える環境の整備については、社会人特別選抜制度の導入や夜間大学院の設置、科目等履修生制度の活用などさまざまな取組が進んでいる。

平成一〇年三月には、大学院における教育研究の一層の弾力化のため、通信制の大学院（修士課程）を設置することが可能となった。通信制大学院は、大学院レベルの授業を受けたくとも、自宅や職場から通学できる範囲に受けたい分野の授業を提供する大学院がないことや、職場環境によって通学可能な時間帯が限られることなどの地理的・時間的制約から、通学が困難な社会人等のニーズに適切に応

えることを目的とするものである。平成一八年四月一日時点で、通信制の研究科を置く大学院は一九校（放送大学を含む。）となっている。

また、平成一四年四月からは、博士課程についても通信制の大学院を設置することができるようになり、平成一八年四月一日時点で、通信制の博士課程を置く大学院は、前述の一九校中、七校となっている。

③サテライトキャンパス

近年、通常では時間的・地理的制約などにより大学のキャンパスに継続的に通うことが困難な社会人等にも大学教育を受ける機会を拡充するため、大学の校舎以外の場所においていわゆる「サテライトキャンパス」を設ける大学も増えつつある。このため、各大学での取組を後押しする観点から平成一五年三月にこのような校舎外の教育施設が備えるべき要件等を明確化したところである。今後は、社会人のほかにも、例えば単位互換による授業を受ける者で単位互換先の校舎に通うことが困難な者などのためにサテライトキャンパスを活用することも期待される。

④履修証明制度

平成一八年の学校教育法の改正により、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）における「履修証明制度」が創設され、一二月二六日より施行された。社会人等の学生以外の者を対象とした一定のまとまりのある学習プログラム（履修証明プログラム）を開設し、その修了者に対して法に基づき履修証明書を交付できることとした。